

諮問第 2 号

学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室に関し、次のとおり行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立てがあったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）第 34 条による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 4 第 4 項の規定により諮問する。

平成 28 年 5 月 30 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

記

1 異議申立人の数及び異議申立ての件数

異議申立人 3 人

異議申立件数 3 件

2 異議申立人及び申立ての年月日

	異議申立人	申立年月日
1	足立区梅田在住者	平成 28 年 2 月 23 日
2	足立区東和在住者	平成 28 年 3 月 6 日
3	足立区島根在住者	平成 28 年 3 月 21 日

3 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人 1 及び 3

足立区長が平成 28 年 2 月 19 日付で異議申立人に対してした学童保育室入室不承認処分の取消しを求める。

(2) 異議申立人 2

足立区長が平成 28 年 3 月 4 日付で異議申立人に対してした学童保育室入室不承認処分の取消しを求める。

4 異議申立ての理由

別紙異議申立ての理由に記載のとおり

異議申立ての理由

各異議申立人は、以下の事実により、過員を理由とした入室不承認処分を違法・不当なものとして主張する。

- 1 特別延長保育の利用実績があるにもかかわらず、特別延長保育を行っている学童保育室への入室が不承認となった。
- 2 入室不承認となった児童について、足立区行政手続条例第8条に規定する処分の理由が示されていない。
- 3 入室不承認となった児童は、足立区学童保育室条例第1条に規定する保護者の保護育成に欠ける児童であるにもかかわらず、入室不承認の決定をすることは、児童の保育を受ける権利の侵害である。
- 4 入室不承認の決定により、異議申立人は、学童保育室を利用する権利を侵害され、就労が困難になるなど困窮する。